

「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正
案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 8 年 9 月 10 日
農 林 水 産 省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤の使用者が遵守すべき基準を設定することについて、令和8年6月26日から令和8年7月26日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間において、当該案に対する意見は3件寄せられ、それに対する回答を別紙のとおり取りまとめました。

このことから、公表した案のとおり、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）
消費・安全局畜水産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線 4538）